

前橋市消防局歳末特別警戒実施要綱に基づく「消防パトロール」を実施します

年末に向けて人出が増加し、中心市街地や大型店舗では混雑が予想されることから、建物利用者の安全性向上を目的に、出火危険の排除及び避難施設等の安全確保の徹底を図るため、消防パトロールを実施します。

1 中心市街地の消防パトロール

- (1) 実施日時 令和4年12月14日(水) 午後7時～10時
- (2) 実施対象 中心市街地(千代田町)のビルや飲食店など
- (3) 実施者 消防局・各消防署の査察員
- (4) 特記事項 多くの人命被害が発生した「大阪市北区ビル火災」や「北九州小倉北区(旦過地区)」で発生した飲食店密集地の大規模火災を踏まえて、査察員を集中動員してパトロールします。

2 大型店舗の消防パトロール

- (1) 実施日時 令和4年12月1日(木)～16日(金) 午前9時30分～午後5時
- (2) 実施対象 延べ床面積1,000平方メートル以上の大型店舗(12対象物)
- (3) 実施者 各消防署の査察員

本件に関するお問い合わせ先

予防課 予防調査係

電話 直通 / 027-220-4507